

# 猟銃所持までの手続き上の流れ ～初めて猟銃を所持する場合～

## 1 猟銃等講習会の受講

- (1) 猟銃等講習受講申込書を住所地を管轄する警察署に提出します。
- (2) 指定された日に猟銃等講習会を受講します。  
☆ 講習会の最後に考査が実施され、その考査に合格された方には、「講習修了証明書」が交付されます。

## 2 射撃教習資格の認定申請

- (1) 射撃教習を受けようとする方は、住所地を管轄する警察署に射撃教習受講資格の認定申請をします。
- (2) 資格のある方として認定されれば、「教習資格認定証」が交付されます。
- (3) 住所地を管轄する警察署に、射撃教習を受けるための猟銃用火薬類等譲受許可申請をし、「猟銃用火薬類等譲受許可証」の交付を受けます。
- (4) 火薬類販売店で、「猟銃用火薬類等譲受許可証」を提示し、猟銃用火薬類等を譲り受けます。
- (5) 教習資格認定証を教習射撃場の管理者に提示し、射撃教習の受講申し込みを行います。  
☆ 射撃教習を受講して考査に合格された方には、「教習修了証明書」が交付されます。

## 3 猟銃等所持許可の申請

- (1) 所持しようとする猟銃について、猟銃等販売事業者等から猟銃の譲渡等承諾書の交付を受けます。
- (2) 住所地を管轄する警察署に、銃砲所持許可申請をします。  
(この時に、講習修了証明書、教習修了証明書を提示します)
- (3) 許可された方には、「猟銃・空気銃所持許可証」が交付されます。

## 4 猟銃の譲り受けと確認

- (1) 許可された方は、猟銃・空気銃所持許可証を譲渡者（銃砲店等）に提示して猟銃を譲り受けます。
- (2) 猟銃を譲り受けたら、猟銃を受け取った日から14日以内に住所地を管轄する警察署へ猟銃を持参し、許可を受けた猟銃であることの確認を受けます。

※ 申請される時は、事前に住所地を管轄する警察署の **生活安全許可事務を担当する課**へお問い合わせ下さい。

